

監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定による出資団体監査及び指定管理者監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

財政援助団体等監査（監査基準第2条第1項第3号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：第3委員会室

日 時：令和5年9月28日（木）

3 監査実施期間

令和5年8月18日から令和5年9月28日まで

4 監査等の概要

(1) 対象団体

ア 出資団体（4）

・株式会社富山市民プラザ

所 管：企画調整課

・公益財団法人富山市生活環境サービス

所 管：環境政策課

・大山観光開発株式会社

所 管：観光政策課

・公益財団法人富山市ファミリーパーク公社

所 管：公園緑地課

イ 指定管理者（7）

・株式会社富山市民プラザ

対象施設：富山市民プラザホール、まちなか賑わい広場

所 管：文化国際課、まちづくり推進課

・株式会社五福興産

- 対象施設：富山市営駐車場 3 施設
所 管：管財課
- ・ 富山城址公園パークマネジメント共同企業体
対象施設：富山市営城址公園駐車場、城址公園
所 管：管財課、公園緑地課
 - ・ 一般財団法人北陸予防医学協会・株式会社ウェルネスデベロップメント共同
体
対象施設：富山市角川介護予防センター
所 管：長寿福祉課
 - ・ 株式会社富山岸グリーンサービス
対象施設：富山市パークゴルフ場
所 管：スポーツ健康課
 - ・ 大山観光開発株式会社
対象施設：富山市大山農山村交流センター
所 管：農林事務所農業振興課
 - ・ 公益財団法人富山市ファミリーパーク公社
対象施設：富山市ファミリーパーク
所 管：公園緑地課

(2) 対象期間

令和 4 年度

(3) 対象事務

令和 4 年度における財政援助団体等の出納その他の事務の執行及び団体に
対する所管部局の指導・監督が適切に行われているかを対象とする。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とする。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として、財政的援助を与えている団体・指定管理者等の監査に
ついては、別に定める監査等の着眼点の「財政援助団体等監査の着眼点」に沿
って実施した。

5 監査の主な実施内容

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、当該普通地方公共団体が出資して
いるもので政令で定めるもの及び当該普通地方公共団体が同法第 244 条の 2
第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの出納その他の事務
の執行について、事前に提出された監査資料を確認するとともに、現地調査によ
る関係帳簿、証書類等の審査、団体及び所管部局からの説明の聴取を行うなどの
方法により実施した。

また、併せて地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により、公の施設の管理状況についても監査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。これらの事項については、所管部局において、対象団体に対する指導監督等を含め、適切な措置を講じられたい。

(1) 出資団体監査

ア 公益財団法人富山市生活環境サービス

公益財団法人富山市生活環境サービス定款は令和5年3月28日付で変更があり、事業の実施場所について、従来富山市としていたものを富山県内（主に富山市）に変更した。しかし、定款変更前の令和4年4月1日においても、市外（立山町）で実施する業務を受託して行ったものがあつたので、改善を図られたい。

イ 大山観光開発株式会社

大山観光開発株式会社経理規程では、貸借対照表の勘定科目の新設は稟議決裁を得て行うこととされているが、稟議決裁を行わずに車のリサイクル料の勘定科目を新設していた。また、そのリサイクル料を無形固定資産に分類していたので、改善を図られたい。

ウ 公益財団法人富山市ファミリーパーク公社

(ア) 収納した金銭について、公益財団法人富山市ファミリーパーク公社会計規程では、日々翌日以降の銀行の直近営業日に取引銀行に預け入れることとされているが、令和3年4月以降、週に1回の頻度で預け入れを行っていたので、改善を図られたい。

(イ) 取得価格が30万円を超える食券機について、固定資産台帳に登載されていなかったもので、改善を図られたい。

(ウ) 職員の超過勤務手当の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

a 正規の勤務時間が割り振られた日の5時から8時半までの勤務について、超過勤務手当の支給割合は125/100とすべきところ、150/100としたことにより、過大支給となっているものがあつた。

b 超過勤務命令簿の勤務時間数の累計誤りにより、過大支給となっているものがあつた。

c 休日の勤務について、正規の勤務時間中に勤務した全時間については休日給を支給すべきところ、週休日の超過勤務手当135/100として支給したことにより、端数処理の結果、過小支給となっているものがあつた。

- (エ) 嘱託職員の超過勤務手当について、超過勤務を含めた実勤務時間が1日8時間以内かつ週40時間以内であれば100/100、それを超えた場合には125/100の支給割合で超過勤務手当を支給すべきところ、所定労働時間を超えた全時間に対し125/100として算定していたため、超過勤務手当が過大支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図りたい。
- (オ) 富山市ファミリーパーク公社が作成する財務諸表等について、公益法人会計基準に則った会計処理を行っていないものが見受けられたので、改善を図りたい。
- a 公益財団法人富山市ファミリーパーク公社会計規程第9条第2項別表1において、その他の固定資産の勘定科目が補償金(保証金)しか定められておらず、その他の固定資産として貸借対照表に計上すべきものが全額取得年度の費用として処理されている。
- b 貸借対照表の固定資産合計額と財産目録の固定資産合計額とが一致していない。

(2) 指定管理者監査

ア 株式会社五福興産

- (ア) 富山市駐車場条例で定める駐車料金及び料金の徴収とは異なる個別契約に基づき、指定管理者が民間事業者から駐車料金を事後に徴収している事例が複数見受けられたので、改善を図りたい。
- (イ) 定期駐車券を購入しようとする者は、市営駐車場定期駐車券購入申込書を指定管理者に提出しなければならないが、定期駐車券の料金は発行するときに徴収するとされているが、使用期間の終期の記載のない市営駐車場定期駐車券購入申込について、使用期間の始期から2月分の定期券を発行し、2月分の料金を徴収したうえで、2月経過後は市営駐車場定期駐車券購入申込書なしに更新し、2月分の定期券の発行と料金の徴収を行うといった運用を行っているものが複数見受けられたので、改善を図りたい。

イ 富山城址公園パークマネジメント共同企業体

(ア) 管財課所管施設

富山市駐車場条例で定める駐車料金及び料金の徴収とは異なる個別契約に基づき、指定管理者が民間事業者から駐車料金を事後に徴収している事例が見受けられたので、改善を図りたい。

(イ) 公園緑地課所管施設

城址公園の行為許可について、富山市都市公園条例施行規則では、行為許可申請書の提出及び許可証の交付によるとされており、許可を受けた使用日を変更する場合には、その都度、申請と承認を文書により行うべきところ、使用日の変更を口頭で受け付けているものが複数見受けられたので、改善を図りたい。

ウ 一般財団法人北陸予防医学協会・株式会社ウェルネスデベロップメント共同
体

富山市角川介護予防センターの使用承認について、富山市角川介護予防センター条例施行規則で定められている富山市角川介護予防センター使用承認申請書の提出及び富山市角川介護予防センター使用承認書の交付が行われていなかったため、改善を図りたい。

エ 大山観光開発株式会社

- (ア) 大山農山村交流センターの開館時間と休館日について、富山市大山農山村交流センター条例では、開館時間は午前 8 時 30 分から午後 4 時まで、休館日は月曜日及び休日の翌日とされ、指定管理者は、特に必要があると認められるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる旨と定められているが、予約のない場合は市長の承認を得ずに休館していたため、改善を図りたい。
- (イ) 維持管理を委託している大山農山村交流センターの特産物販売所において、委託業務以外であるスキー用品のレンタル店を設置していたため、改善を図りたい。

オ 公益財団法人富山市ファミリーパーク公社

富山市ファミリーパークの入園料の減免について、次の誤りが見受けられたため、改善を図りたい。

- (ア) 富山市ファミリーパーク条例施行規則における減免の対象とされない者に対して、全額減免としたものが複数あった。
- (イ) 減免を受けようとする者は、あらかじめ、富山市ファミリーパーク入園料等減免申請書を市長に提出しなければならないとされているが、市長に申請書を提出せずに、指定管理者が入園料を全額減免しているものが複数あった。

(3) 公の施設の管理状況

ア 長寿福祉課

富山市角川介護予防センターの使用承認について、富山市角川介護予防センター条例施行規則で定められている富山市角川介護予防センター使用承認申請書の提出及び富山市角川介護予防センター使用承認書の交付を行わせていなかったため、改善を図りたい。

イ 農林事務所農業振興課

- (ア) 大山農山村交流センターの開館時間と休館日について、富山市大山農山村交流センター条例では、開館時間は午前 8 時 30 分から午後 4 時まで、休館日は月曜日及び休日の翌日とされ、指定管理者は、特に必要があると認められる

ときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができることと定められているが、予約のない場合は市長の承認を得ずに休館していたので、改善を図りたい。

(イ) 維持管理を委託している大山農山村交流センターの特産物販売所において、委託業務以外であるスキー用品のレンタル店を設置していたので、改善を図りたい。

ウ 公園緑地課

富山市ファミリーパークの入園料の減免について、次の誤りが見受けられたので、改善を図りたい。

(ア) 富山市ファミリーパーク条例施行規則における減免の対象とされない者に対して、全額減免としたものが複数あった。

(イ) 減免を受けようとする者は、あらかじめ、富山市ファミリーパーク入園料等減免申請書を市長に提出しなければならないとされているが、市長に申請書を提出させずに、指定管理者が入園料を全額減免しているものが複数あった。

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) 公園緑地課

現在、富山市ファミリーパークでは、富山市ファミリーパーク条例施行規則に基づく減免の他、孫とおでかけ支援事業やベイビーボックスプレゼントなどの市の施策に係る減免を数多く行っている。

今回の出資団体等監査において、富山市ファミリーパーク条例施行規則第4条第1項に関して、「富山市ファミリーパークの入園料減免について<ガイドライン>」を確認したが、少なくとも平成22年以降見直された形跡はなく、ガイドラインで定めていない減免を行った事例も見受けられた。

減免に相当する負担は公費で補うものであり、減免は特例的な措置として適用を限定するものであることから、他の類似施設等も参考に、今一度、減免が適用できる範囲を整理し、減免基準や減免額について検討されたい。